

17 各国の中古製品・循環資源に係る輸入規制

<中国>

中国では、1998年1月1日以降、「中古機電製品輸入管理強化に関する通知」に基づき、中古電子・電気機器の輸入に際して「機電輸出入司」の許可が必要であるとされ、許可がない中古電子・電気機器の輸入は禁止されている。また、廃中古電子・電気機器についても、2000年4月以降、一律輸入禁止となっている。

2003年12月の告示111号により、2004年7月1日から中国向けに再生資源の輸出を行う外国企業に対する書面審査等による登録制度が実施されることが定められた。臨時登録申請は2004年5月から開始されている。

2004年5月に、中国国家質量監督検閲検疫総局の2004年公告47号が出され、日本から中国への廃プラスチックの船積前検査が暫定的に停止され、日本からの中国向け廃プラスチックの輸出が一時的に禁止されることになった。

<香港>

香港では、戦略物資、備蓄物資、冷凍、冷蔵肉・鶏肉、殺虫剤、放射性物質、放射線照射装置、薬剤、医薬品、繊維、オゾン消耗物資繊維製品の輸入に関して規制が設けられている他、廃棄物の輸入についても規制が設けられている。

<韓国>

廃棄物預託金・負担金納入対象品目及び様々な廃棄物の輸入に関して規制が設けられている。

<台湾>

廃鉛酸バッテリーについて、輸入規制が設定されている。

<シンガポール>

シンガポールでは、廃亜鉛電池、廃カドミウム電池、廃水銀電池が輸入管理品目となっている。また、使用済みタイヤや更生タイヤも輸入管理品目になっている。

<タイ>

タイでは、工業省工場局が2003年9月26日に通知を出し、利用目的別に中古電子・電気機器の輸入規制を定めている。販売/リユース目的の場合は、製造日から3年を超える中古電子・電気機器の輸入を禁止している。また、分別/リサイクル目的の場合は、経済的に価値があること、登録工場が処理可能であること、バーゼル条約の加盟国からの輸入である場合にのみ輸入を認めている。

タイでは、モーターバイクの中古エンジンの輸入が禁止されている。

<マレーシア>

マレーシアでは廃棄物、ぼろ及びくずに関する輸入規制が設けられている。

<インドネシア>

インドネシアでは、中古機械(中古車含む)の輸入禁止品目がHSコードに基づき定められている。また、ぼろ及びくず(HS6310.90.000)の輸入が禁止されている。

<フィリピン>

フィリピンでは、1966年6月6日共和国法第4653号に基づき、古着・ぼろの輸入が禁止されている。

<ベトナム>

ベトナムでは、布、衣類、靴、サンダル、衣服、電子製品、冷蔵庫、家庭用電気機器、内装用の家具・製品、ゴムやガラス、陶磁器、プラスチック等を含んだ家庭用製品といった幅広い品目に関して、中古のもの輸入を禁じている。また、資源についても、有害な不純物を含まないことが条件となっている。

表1 中古製品・循環資源に係る輸入規制の状況

	中古家電・使用済み家電	古着・ぼろ	廃棄物	その他
中国	中古家電： 許可制	使用済み家電： 禁止	古着：禁止	禁止
香港			許可が必要	承認が必要
韓国			規制対象	廃棄物貯蔵金・負担金納入対象品目
台湾			規制対象 (廃鉛酸バッテリー等)	
シンガポール			規制対象 (廃亜鉛電池等)	使用済みタイヤ及び更生タイヤ
タイ	中古家電： 条件付で認められている。 販売/リユース目的での輸入に関して、3年未満のものであること等の条件が設定されている。	使用済み家電： 条件付で認められている。 分別・リサイクル目的での輸入に関して、経済的に価値がある等の条件が設定されている。		規制対象
マレーシア		ぼろ及びくず： 規制対象	規制対象	
インドネシア	規制	ぼろ及びくず： 禁止	製造材料とする場合および製造材料の不足を埋める場合を除き有害廃棄物の輸入禁止 (OECD 非加盟国からの中古車バッテリーは輸入可能)	
フィリピン		禁止	有害廃棄物の国内持ち込みを禁止	中古タイヤ・チューブに関して規制あり
ベトナム	禁止	禁止	規制対象 (有害化学物質を除いたもののみ輸出可能)	

注1：空欄は規制なし、もしくは規制情報を入手できず。

注2：黒い網掛け・白地は当該品目が輸入禁止になっているもの、薄い網掛けは当該品目に関して何らかの規制が存在するもの。

注3：大まかな状況を示すために作成したものであり、実際に輸出入を実施する場合は各国の税関等に問い合わせ確認すること。

出所：各種資料より作成

<中国>

表2 中国における中古製品・循環資源の輸入規制

年	規制の名称	担当機関	中古製品・循環資源の輸入に係る規制の内容
1996年	「廃棄物輸入環境保護管理規則規定」	国家環境保護局、対外貿易経済合作部、税関総署、国家工商局、国家商検局	「国家が輸入を制限する原料として使用可能な廃棄物リスト(第1類~第10類)」を作成し、その第7類(電気機器などの金属類の分類)廃棄物として次のもの等を定めた。各産業廃棄、コンピュータ、電気商品、廃テレビ、廃棄ケーブル、産業廃棄(非鉄付金属、スクラップ)等
1997年1月22日	「中古機電製品輸入管理強化に関する通知」	国家経済貿易委員等	1998年1月1日より、中古機電商品の輸出入は「機電輸出入司」からの許可が必要で、許可がない中古機電商品は一切輸入禁止とする、とした。
1998年10月5日	「機電製品輸入管理強化に関する補充通知」	対外貿易経済合作部、税関総署、国家輸出入商品検査検疫局	「重点中古機電製品輸入リスト」を公表、1998年11月よりリスト対象製品と対象外製品に分けて、輸入規制を実施している。 重点中古機電製品輸入リスト (1998年10月5日公布) (1)圧力容器類(15品目)(2)放射性類(4品目)(3)建設機械類(24品目) (4)電気製品類(99品目)(5)医療器械類(12品目)(6)食品機械類(10品目) (7)農業機械類(6品目)(8)印刷機械類(6品目)(9)繊維機械類(39品目) (10)写真設備(4品目)(11)ゲーム機類(5品目)(12)1980年以前製造の機械 (以上12種224項目)
1998年4月27日		国家環境保護総局	産業廃棄物(非鉄付金属、スクラップ)の中には廃プリンタと廃パソコンを含むこととするという発表がなされた。
2000年1月24日	「第7類廃棄物輸入関連問題に関する通知」	国家環境保護総局、中華人民共和国対外貿易経済合作部、中華人民共和国税関総署、中華人民共和国国家出入国検査検疫局の連名	1.2000年2月1日より、国家環境保護総局が輸入を承認する第7類廃棄物には、廃棄テレビ及びブラウン管、廃棄冷蔵庫、廃棄エアコン、廃棄電子レンジ、廃棄コンピュータ、廃棄コンピュータディスプレイ及びブラウン管、廃棄コピー機、廃棄ビデオカメラ、廃棄電気炊飯器、廃棄ゲーム機(加工貿易は除く)廃棄有線電話機(磁気カード、コイン式電話機は除く)等の廃棄電気製品が含まれないものとする。 これ以前に既に輸入許可証を発行し、2000年3月31日以前に輸入したものは従来の規定に従い処理する。2000年4月1日以降は、前記の廃棄電気製品は一律輸入禁止とし、税関はその検査・通関をストップする。 2.今後、廃棄モーターの輸入を許可する場合、輸入許可証の輸入廃棄物ナンバー欄に銅廃砕料の商品番号を明記し、輸入廃棄物名称の後に「回収銅」と明記する。廃棄電線ケーブルと廃棄金物電気の輸入を許可する場合、銅廃砕料とアルミ廃砕料の商品番号を明記し、輸入廃棄物名称の後に「回収銅、回収アルミ」と明記する。
2001年1月2月30日	「原料としての輸入制限廃棄物の目録」	中華人民共和国対外貿易経済合作部、政府部門	11類の廃棄物を含む。第9類は銅を中心にして回収される廃電気品(廃コンピュータ、廃ケーブル、産業廃棄商品)、第10類はアルミを中心にして回収される廃電線(電線、産業廃棄商品)とされた。
2002年1月18日	「廃棄物調整の輸入環境保護管理に関する問題通知」	国家環境保護総局	輸入許可管理類の目録原料として、銅廃棄物中に産業廃棄、廃棄電源ケーブル、廃コンピュータを除くもの、アルミニウム廃棄物中に産業廃棄(非鉄付金属、スクラップ)、廃電源ケーブル、廃コンピュータを除くものと規定した。
2003年12月15日	2003年公告115号	中国国家品質検査検疫総局	中国向け再生資源の輸出を行う外国企業に対する書面審査などによる登録を義務づける。登録制は2004年7月1日より実施、臨時登録申請は今年1月1日からの開始。
2002年12月19日	「輸入中古機電製品検査監督管理規則」	中国国家質量監督検査検疫総局	2003年5月1日から、中国向け中古機電製品に対する検査を強化。一部中古機電製品に対しては、船積み前事前検査を義務づける(その対象品目並びに輸出国における検査機関については触れていない)
2003年4月24日	中国国家質量監督検査検疫総局公告2003年第39号及び中国国家質量監督検査検疫総局公告2003年第40号	中国国家質量監督検査検疫総局	施行を8月1日に延期(40号) 全ての中古機電製品は、貨物到着90日前までに、国家質検総局或いは直属の検査検疫局(地方における国家質検総局直属の検査検疫局)に届出。 中央の国家質検総局に届出る中古機電製品リストは公告39号に掲載。その他の中古機電製品は直属の検査検疫局に届出る。 船積み前事前検査の対象となる中古機電製品は次の通り。 人身の健康・安全、衛生、環境保護に係わる大型中古設備:HSコード及び具体的な製品名は明記されていない。 貿易主管部門が許可し、かつ特殊な必要性がある製品:具体的な製品名は明記されているが、例として挙げられているのみである。よって明記されていない品目も対象となる可能性がある。また輸入禁止となっている品目(自動車など)が一部含まれている。 8年前以上に製造された機電製品:未使用であっても、中古の範疇に含まれると考えられる(「輸入中古機電製品検査監督管理規則」第3条を参照)
2004年5月8日	2004年公告47号	中国国家質量監督検査検疫総局	「暫定的に日本から中国への廃プラスチックの船積み前検査を即日中止する」との通達を出した(事実上、日本からの中国向け廃プラスチックの輸出は一時停止)がストップした。 日本を原産国とするすべての廃プラが対象であり、経由地を問わずに全て対象となる。
2004年5月12日	2004年公告48号		対中輸出事業者登録に関して即日からの受け付けを開始すると発表

出所:日本国際貿易促進協会ウェブサイトの情報等より作成

<韓国>

1. 輸入禁止品目

関税法第234条（輸出入の禁止）に基づき、次の物品は輸入禁止となっている。

- 1 憲法秩序を紊乱し、または公共の安寧秩序若しくは風俗を害する書籍、刊行物、図画、レコード、ビデオ、彫刻その他これに準じる物品
- 2 政府の機密を漏えいし、または諜報活動に使用される物品
- 3 貨幣、債権その他有価証券の偽造品、変造品または模造品

輸出入関連告示（輸入規制/禁止品目リスト）にあげられている品目のカテゴリー

- ・ 麻薬
- ・ 向精神性医薬品
- ・ 野生鳥獣類
- ・ 国際的に絶滅の危機に瀕している種
- ・ 生態系に危害を及ぼす外来動物種
- ・ 絶滅の危機に瀕している野生動物及び保護野生動物
- ・ 輸入禁止植物、禁止地域及び禁止病虫害
- ・ 廃棄物貯蔵基金・負担金納入対象品目
- ・ 有害特定化学物質
- ・ red list of waste
- ・ list B of wastes of the basel convention
- ・ Green list of wastes under OECD System

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト（ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE)）

<台湾>

輸入品目規制

ネガティブリストによる輸入品目規制を行っている。

輸入管理制度

WTO加盟を目指して原則許可、例外制限の方式を採り、94年7月1日以降は国際条約、貿易協定或は国防、治安、文化、衛生、環境・生態保護または政策に要するものにかかわるネガティブリスト（輸入制限品目表）を以て輸入管理制度を実施してきており、2002年1月WTO加盟後はWTO規範に合致している。

<ネガティブリストの構成>

第一リストは輸入規制品目として、經濟部国際貿易局の個別許可を元に輸入許可証が発行されないと輸入できないもの。

第二リストは条件付許可輸入品目で、一定の条件（検疫主管機関の同意書添付など）を満たしてから、経貿局より輸入許可書が発行される。

ネガティブリスト以外の品目は原則輸入許可証不要で、直接税関に通関手続きすることができるが、別途法令に従い各主管機関の許可書またはライセンスを要するものは、「委託査核輸入品目表」に従い、税関が委託を受けた通関時照合を経て通関が可能になる。

2003年9月1日現在、自由輸入品目で輸入許可証免除される品目が10,117品目（94.34%）に達している。

<ネガティブリスト輸入規制一覧>

第一リスト輸入規制品目、58品目（シェア0.54%）

第二リスト条件付許可輸入品目549品目（シェア5.12%）

自由輸入品目10,117（シェア94.34%）

<主たる輸入規制品目>

1. 銃器、銃弾、爆薬、毒ガスおよびその他兵器（パーツ、部品含む）
2. 毒品危害防止条例所定毒品、製剤および関連の種子（ケシ、コカ、大麻）
3. 一時に密輸取締時見積時価がNTドル10万円または千キログラムを超える輸入税則第1章から第8章のもの（生きた動物、肉・食用雑類、魚・水産物等、乳製品、卵、蜂蜜、動物産品、生木およびその他植物、野菜類、フルーツ）並びに米、ピーナツ、茶およびその種。

なお、ディーゼルエンジンの車両は、輸入規定代号により、輸入禁止とされている。また、上記主たる輸入規制品目のグループには該当しないが、個別的なものとして犬肉、河豚、廃鉛酸バッテリーなどが輸入規制品目に含まれている。

（出所：經濟部国際貿易局）

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト（ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE)）

<シンガポール>

・輸入禁止品目

以下の6品目は、輸入禁止品目と定められている。

1. 大蔵省 (MOF) シンガポール税関局 (Singapore Customs)
 - (1) チューインガム
 - (2) 粗ダイヤモンド (リベリア原産のもの)
 - (3) 丸太・材木 (リベリア原産のもの)
2. 農食品・家畜庁 (AVA : Agri-food and Veterinary Authority)
 - (1) サイの角 (加工品、未加工品、粉末等を含む)
3. シンガポール警察ライセンス部・武器・爆薬課 (A&E : Arms and Explosives Licensing Division)
 - (1) ピストル型 / リボルバー型のライター
 - (2) 爆竹

・輸入管理品目

以下の47品目を輸入する場合、当該品目を所轄する省庁、政府機関に事前登録し、輸入ライセンスを取得する必要がある。

1. 大蔵省 (MOF) シンガポール税関局 (Singapore Customs)
 - ・コンパクトディスク (CD)、CD-ROM、ビデオ CD (VCD)、デジタル・ビデオ・ディスク (DVD)、DVD-ROM のマスター製造機械、複製機械
 2. シンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore)
 - ・コメ (米糠を除く)
 3. 農産物・家畜庁 (AVA : Agri-food and Veterinary Authority)
 - (1) 輸出入部 (Import & Export Division)
 - ・動物・鳥類および同製品
 - ・動物および鳥類の肉・同製品
 - ・魚介類・同製品 (魚類、甲殻類、軟体動物)
 - ・果実 (生鮮品、冷蔵品に限る)
 - ・野菜 (生鮮品、冷蔵品に限る)
 - ・朝鮮人参の根
 - ・植物 (土の有無は問わない)、花、種子
 - ・飼料用脱脂粉乳、マレーシア (マレー半島部、サバ州、サラワク州) 産のフレッシュミルク、脱脂粉乳、殺菌牛乳
 - ・家畜用医薬品
 - ・有機肥料
 - ・ワシントン条約で定められた材木・木材
 - (2) 食品管理部 (FCD : Food Control Division)
 - ・食料品 (生鮮・冷蔵の野菜・果物を除く)
 - ・食卓用食器具・台所用品 (陶磁器製、リード・クリスタル製のもの)
 4. 国家環境庁 (NEA) 汚染管理部 (PCD : Pollution Control Department)
 - ・石綿セメント製品 (アスベスト製品)
 - ・一次電池 : アルカリ電池、亜鉛電池、水銀電池
 - ・電池 (廃棄物) : 亜鉛電池、カドニウム電池、水銀電池
 - ・化学物質 (毒物・危険物、殺虫剤)
 - ・フロンガス (CFC)
 - ・ディーゼル油、ディーゼル燃料
 - ・ハロン
 - ・表面活性剤 (陰イオン性のもの)
 5. 保健省疫学・疾病管理部 (E&DC : Epidemiology & Disease Control Department)
 - ・ヒトの病原体 (human pathogens)
 6. 保健科学庁 (HSA : Health Sciences Authority)
 - (1) 医薬品管理センター・化粧品管理課 (CCU : Cosmetic Control Unit)
 - ・化粧品 (薬用ローション、薬用クリーム (スキン / フェイス用) を除く)
 - ・染髪用製剤・ヘアケア用製剤 (有毒物質を含まないもの)
 - (2) 医薬品管理センター・製品評価・登録部 (PER : Product Evaluation & Registration Division)
 - ・薬剤、薬物、医薬品
 - ・染髪用製剤・ヘアケア用製剤 (有毒物質を含むもの)
 - (3) 放射線保護センター (CRP : Center for Radiation Protection)
 - ・放射線照射装置
 - ・放射性物質
 7. 情報通信開発庁 (IDA) ライセンス部 (Licensing Department)
 - ・通信機器
- [1] 無線通信機器 (ただし、GSM 方式で周波数帯域 890 ~ 915MHz、935 ~ 960MHz に対応した携帯電話、ワイヤレススピーカー、ワイヤ

レスマイクは輸入禁止)

[2]有線通信機器(ファックス機、電話など)

[3]通信機能を有する放送受信機(アンプ、チューナー、衛星テレビ放送受信機など)

・おもちゃのトランシーバー

8. メディア開発庁(MDA: Media Development Authority)

・カートリッジ、カセット、音楽用CD(録音前のもの)

・フィルム、映画、ビデオ、レーザーディスク

・レコード

・テープ(録音前のもの)

・出版物

9. 人材省(MOM) 職業安全局(OSD: Occupational Safety Department)

・工業安全用ヘルメット

・工業安全用品(ベルト、ハーネス、命綱、安全綱、ネット)

10. シンガポール警察(Singapore Police Force)

(1)ライセンス部・武器・爆薬課(A&E: Arms and Explosives Licensing Division)

・武器、爆薬

・身体防護服(防弾チョッキを含む)

・手錠

・鉄製ヘルメット

・ニトロ・セルロース(硝化綿)

・おもちゃの銃、ピストル、リボルバー

(2)ライセンス部・公共娯楽ライセンス課(PELU: Public Entertainments Licensing Unit)

・娯楽用機械(コインやディスクで稼働するもの。ピンボール台、シューティング・ギャ

ラリーなどを含む)

11. 内国歳入庁(IRAS) 遺産税コミッショナー(CED: Commissioner of Estate Duties)

・スロットマシン、ジャックポット機械

12. 内務省(MHA) 中央麻薬取締局(CNB: Central Narcotics Bureau)

・ケシの種子(kaskas)

・先駆物質(Precursor chemicals)

13. National Authority, CWC (Chemical Weapons Convention)

・毒物、先駆物質(toxic & precursors)

出所: (独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェトロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))

<タイ>

中古の電子・電気機械器具に係る輸入規制¹

対象製品

- | | |
|--|--|
| 1.1 冷蔵庫(CFCs含有の家庭用冷蔵庫は商業省通知(No. 120),
B.E. 2540で輸入禁止) | 1.16 電話機 |
| 1.2 テレビ | 1.17 F A X |
| 1.3 ラジオ | 1.18 電報送受信機 |
| 1.4 ビデオ | 1.19 計算機 |
| 1.5 DVD | 1.20 電子タイプライター |
| 1.6 V C D | 1.21 コピー機 |
| 1.7 テープカセットプレーヤー | 1.22 携帯電話 |
| 1.8 エアコン | 1.23 コンピュータ及びモニター、プリンタ、スキャナー等の周
辺機器 |
| 1.9 洗濯機 | 1.24 扇風機 |
| 1.10 衣類乾燥機 | 1.25 冷水装置 |
| 1.11 ドライ洗濯機 | 1.26 ヘアドライヤー |
| 1.12 炊飯器 | 1.27 電気アイロン |
| 1.13 電気ポット | 1.28 盗難探知機 |
| 1.14 電子レンジ | 1.29 冷蔵庫に使われるコンプレッサー |
| 1.15 電気オーブン | |

製品の輸入に関する規制

¹ “Notification of Department of Industrial Works Re: Criterion for Import of Used Electrical and Electronics Equipment Considered as Hazardous Substances into Thailand” Criterion for Import of Used Electrical and Electronics Equipment (EEE)

表3 製品の輸入に関する規制

目的	製品の輸入に関する規制
販売 / リユース	<ul style="list-style-type: none"> 製造された原型で利用されること 製造された日より3年未満であること (例外: コピー機 / 製造された日より5年以上経過していないこと) 製品がタイの工業規格と同等の規格を取得していること 製造業者もしくは工場局認定機関の輸入前6ヶ月以内の品質保証文書が添付されていること。
修理 / 改良	<p><輸出した製品が、修理 / 改良目的のためにタイに戻された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国文書もしくは関税局からの輸出文書のコピーを提示する必要がある。 <p><修理 / 改良目的のためにタイに輸入された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に製品を国外に出すことを示す保証文書を工場局に示す必要がある。すべての壊れた部品もまた国外に出す必要がある。輸出業者は、輸出から30日以内に輸出文書を工場局に示す必要がある。 タイ国内で生産された使用済みの電子・電気機器については、壊れた部品を海外に出す必要はないが、それらの部分の処理計画を工場局に示す必要がある。
本来の製品に使用するために、改造 / 改良	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に価値があること 登録工場 (下記参照) が処理可能な輸入量であること <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入された電子・電気機器を改造 / 改良する能力と効率のある、登録された工場を持つこと 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める廃棄物を処分する登録工場を有していること
分別 / リサイクル目的	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に価値があること 登録工場 (下記参照) が処理可能な量であること バーゼル条約の加盟国からの輸入であること <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入された電子・電気機器を分別 / リサイクルする能力と効率のある、タイプ 105 もしくは 106 の工場を持っていること。 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める登録された廃棄物処分施設を有していること

部品の輸入規制

- 1.1 冷蔵庫 ~ 1.28 盗難探知機の部品 / コンポーネントは、タイプ3の有害廃棄物に分類される。

表4 部品の輸入に関する規制

目的	輸入に関する規制
販売 / リユース	<ul style="list-style-type: none"> 製造された原型を保っていること 製品がタイの工業規格と同等の規格を取得していること スペアパーツのみに利用されること
修理 / 改良	<p><輸出した製品が、修理 / 改良目的のためにタイに戻された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国文書もしくは関税局からの輸出文書のコピーを提示する必要がある。 <p><修理 / 改良目的のために一時的にタイに輸入された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に製品を国外に出すことを示す保証文書を工場局に示す必要がある。すべての壊れた部品もまた国外に出す必要がある。輸出業者は、輸出から30日以内に輸出文書を工場局に示す必要がある。 <p><修理 / 改良目的のためにタイに輸入された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子・電気機器の部品 / コンポーネントは、工場 / ビジネス (下記参照) が利用可能な輸入量であること
本来の製品に使用するために、改造 / 改良	<p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入された電子・電気機器を改造 / 改良する能力と効率のある、登録された工場を持つこと
分別 / リサイクル目的	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に価値があること 登録工場 (下記参照) が処理可能な量であること バーゼル条約の加盟国からの輸入であること <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入された電子・電気機器を分別 / リサイクルする能力と効率のある、タイプ 105 もしくは 106 の工場を持っていること。 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める登録された廃棄物処分施設を有していること

例外事項

- ・6ヶ月以内の短期間輸入される場合
- ・個人利用もしくはビジネス利用を目的とした適度の量の利用であること。
- ・国連/国際法/国際協定/外交特権に関連した輸入であること
- ・国際会議で利用するための適度の量であること
- ・石油法の下に設置された委員会の指示による石油ビジネス活動のための輸入であること

モーターバイクの中古エンジン、部品及び備品

- ・1998年9月9日付け1998年商務省告示(第129号)に基づき禁止
- ・排気量が50cc以下、前方と後方の車輪の内径が10インチ以下のモーターバイクの中古エンジン、部品、備品は輸入禁止
 - 輸入関税コード8407.31による排気量が50cc以下のモーターバイクの中古エンジン
 - 輸入関税コード8714.19によるモーターバイクの車体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪
 - 輸入関税コード72.04及び76.02による、鉄及びアルミの屑及びスクラップとして輸入される、排気量が50cc以下のモーターバイクの中古エンジン、斜体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪

出所：ジェットロ・ビジネスライブラリー、『世界の輸入規制情報原ガイド2004』、2004年1月

<マレーシア>

1. 完全輸入禁止品目 (Schedule I)

紙幣を印刷した文物、治安および福祉を損ねる可能性のある表現物、猥褻な絵画・写真、コーランを模写した布、短剣・ナイフ類、68-87Mhzおよび108-174Mhzで受送信される無線機、亜鉛および銅成分が1リットルあたり3.46ミリグラム含有された蒸留酒、亜硝酸、ナトリウム、ピラニア、亀卵、ペン、鉛筆、注射器、毒物、スタンガン(以上すべての地域からの輸入禁止)
ランブータン、カカオ、ロンガンなどの果実(輸入禁止対象国：インドネシア、フィリピンのみ)

2. ライセンス品目 (Schedule II：所轄官庁からの輸入許可を要するもの)

モントリオール協約に基づくすべての品目、米および雑穀、砂糖、重晶石、磁気テープ、未加工の木材、オートバイ用を除くヘルメット、脱穀機、カラーコピー機、オートマチックカセットデッキおよび部品、公共電話関連機器、3000Ghz以下の周波数の受送信、受信機、すべての自動車、オートバイおよび関連部品、高速複写機および関連部品、磁気記憶媒体、冷延鋼板、熱延鋼板および亜鉛メッキ鋼板、サッカリン、塩、タバコおよび原料、トラクター、パラボランテナおよび関連部品、CDおよび製造機器、造幣機械、造船関係機器、国際協定により定められた薬品、化学品、ユーゴスラビア、イスラエルからの輸入品全品目

3. 保護対象品目 (Schedule III：国内製品の保護を目的とした品目、所轄官庁の許可が必要)

乳飲料、キャベツ、コーヒー、シリアル、サバ州およびサラワク州向けセメント、活性土、パティック、鉄鋸、鉄棒、ロッド、合金類、絶縁ケーブルおよび絶縁体(以上、すべての地域からの輸入品を対象とする)

4. 条件指定品目 (Schedule IV：輸入方法に所轄官庁より条件が付されているもの)

輸入方法とは政府の指定する検疫制度や危険物など取扱有資格者を要するもの、また警察への届出義務や所轄官庁の指導を意味する。対象品目は大項目で46品目があり、代表的なものには動植物、食料品、**廃棄物、ぼろ及びびくず**、銃刀類がある。詳細は、ジェットロ・ビジネスライブラリー収蔵の「The Malaysian Trade Classification and customs Duties Order 2001」にて検索可能。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))(注：「ぼろ及びびくず」の情報を追加)

<インドネシア>

中古機械・スクラップ

インドネシア向け中古機械・リサイクル用スクラップ輸出の際の船積前検査について

インドネシア向けに中古機械やリサイクル用スクラップを輸出する際に必要な船積前検査について教えて下さい。

中古機械設備の輸入許可を受けた者は、「インドネシア工業商業大臣令(Decree of the Minister of Industry and Trade No.480/MPP/Kep/7/2003)」に基づき、当該中古機械設備がインドネシア輸入後も十分使用できることを証明することが必須条件となっており、そのためには、検査会社による船積前検査が必要です。

一方、リサイクル用スクラップの輸入も、廃棄物(Waste)の輸入に関する「工業商業大臣令(Decree of Ministry of Industry and Trade No.231/MPP/kep/7/1997)」に基づき、船積前検査が義務付けられています。この大臣令はバーゼル条約の国内法ですので、バーゼル条約で規制対象外と規定されている再生用工業原料(現在は殆どが古紙)の輸入は、船積前検査を条件に許可されるのです。

1. 船積前検査対象貨物

インドネシア側の輸入者がインドネシア工業商業省より輸入許可を取得した中古機械及びリサイクル用スクラップ。

2. 船積前検査の手続き、検査方法その他

(1) 検査機関：上記インドネシア工業商業大臣令 No.480/MPP/Kep/7/2003)により、PT Surveyor Indonesia と PT Superintending Company of Indonesia(SUCOFINDO)の2社が指定され、日本においてはそれぞれの代行検査機関である(社)日本海事検定協会とセイフテ

イテック(有)が船積み前検査を行っています。

(2) 検査の申請：輸入者がインドネシア政府から取得した輸入許可証 (Approval Letter) 検査対象物名称、用途、製造国名、メーカー名、製造年月、前ユーザー名、使用開始日と停止日、遊休期間、輸入業者名などと共に、希望検査日、検査場所を明記し検査機関に申請します。

(3) 検査費用：検査費用の支払は検査申請者（輸出者）ですが、輸入者との間で検査費用負担について取り決めがあれば、それに従い当事者間で清算することは差し支えありません。検査費用の額については、検査の場所等に左右されるので、事前に検査機関にお問い合わせください。

(4) 検査事項：中古機械については、物理的状態の目視検査となっており、稼働試験に立会いスクラップでない事を確認します。古紙などのスクラップについては、環境に有害な物質が含まれていない事を確認します。

(5) 検査済証：検査後、Invoice、Packing List、B/L を提出すると検査済証が発給されます。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト

ぼろ及びくず

工業商業大臣布告 No.642/MPP/Kep/9/2002 Article 1 に基づき、2002 年 9 月 23 日から、新品中古品に関わらず、ぼろ及びくず (HS6310.90.000) の輸入が禁止されている。

工業商業省ウェブサイト No.642/MPP/Kep/9/2002 が掲載されている。

その他（有害廃棄物、中古輸送車）

(1) 禁止品目：工業商業大臣布告 No.230/MPP/Kep/7/1997 で、6 品目および有害廃棄物が該当。品目リストは同布告の付録 I に掲載。
工業商業省 (No.520/MPP/Kep/8/2003) は、危険物および毒性原料廃棄物の輸入を禁止した。同時に、危険 / 毒性原料廃棄物の製造輸入業者 (IP) の認証と、これによって生じたすべての権利が無効となった。

(2) 制限品目：工業商業大臣布告 No.230/MPP/Kep/7/1997 で、197 品目が該当。品目リストは同布告に掲載。

その後の自由化・規制緩和の布告は以下のとおり。

同大臣布告 No.406/MPP/Kep/11/1997：にんにく、小麦、小麦粉、大豆など 8 品目を BULOG (食糧調達庁) から一般輸入業者に開放。

同布告 No.111/MPP/Kep/1/1998：乳製品、丁子、穀類群、砂糖など計 19 品目を一般輸入業者に開放。

同布告 No.439/MPP/Kep/9/1998：米など 4 品目を BULOG から一般輸入業者に開放。

同布告 No.290/MPP/Kep/6/1999 (自動車輸入自由化)：自動車関連 47 品目を一般輸入業者に開放。

同布告 No.756/MPP/Kep/11/2002 (自動車輸入自由化)：2002 年 11 月まで禁止されていた車両重量 24 トン以上の中古トラック輸入が許可された。

(3) 中古輸送車の輸入規制：

a. 中古商用車：工業商業大臣決定 No.756/MPP/Kep/12/2003 にて、中古輸送車の条項を変更。新決定ではタイプ、サイズにかかわらず全面的に輸入が禁止されることになった。期間は 2005 年 12 月 31 日まで。

また、特にほかの車を牽引したり、押ししたりするために作られた、HS 8701.20.000 に分類される中古車の輸入についても、輸入が禁止された。

b. 中古バス：工業商業大臣決定第 458 号 (No.458/MPP/Kep/7/2003) にて中古バスの輸入規制について定めた。2004 年 6 月 30 日まで有効。

輸入が認められる条件は以下のとおり：

- ・定員が 20 人を超える (運転席を含める) 中古の公共輸送機関あるいは都市バス。
(HS コード 8702.10.910、8702.10.900、8702.90.910、8702.90.900)

- ・車軸記列 1.2

- ・車台 (シャーシ) 使用年数が 5 年以上 ~ 15 年未満

- ・右ハンドル車

- ・インドネシア排ガス基準を満たしている

- ・インドネシアにすでにあるメーカーのものであること

輸入取引は、国際貿易総局長より、「中古バス輸入業者」として認められた会社のみが行う。

輸入業者は、1 年間の輸入予定台数を工業商業省金属・機械・エレクトロニクス・諸産業総局へ申請しなければならない。

また、中古バスの輸入にあたっては、政府が指名するサーベイヤー (PT. Surveyor Indonesia, PT. SUCOFINDO) による船積み前検査が義務付けられる。検査の対象は、中古輸送車を含む中古機械・機器 (HS82~89、9009)。

なお、中古バスの輸入港は、ブラウン、ドゥマイ、パレンバン、タンジュンプリオク、タンジュンマス、タンジュンペラック、ポンティアナック、バンジャルマシン、マカッサルの 9 港。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト (ジェットロ海外情報ファイル (JETRO-FILE))

<フィリピン>

1. 輸入規制品目リスト

輸入規制品目と輸入許可発給機関は以下のとおり。

- (1) 無水酢酸：危険薬品委員会(DDB)
- (2) コメ：国家食糧庁(NFA)
- (3) シアン化ナトリウム：環境管理局(EMB)
- (4) クロロフルオロカーボンその他のオゾン層破壊物質：環境管理局(EMB)
- (5) ペニシリンおよびその派生物：食品薬品局(BFAD)
- (6) 石炭およびその派生物：エネルギー統制委員会(ERB)
- (7) カラー複写機：国家犯罪捜査局(NBI)
- (8) 爆発物製造用化学薬品：フィリピン国家警察火器爆発物局(PNP - FEO)
- (9) 農薬を含む殺虫剤：肥料農薬庁(FPA)
- (10) 自動車および同部品：投資委員会(BOI)
- (11) トラックおよび自動車のタイヤ、チューブ(中古、全サイズ)：貿易工業省(DTI)
- (12) 社会主義国(中国を除く)からの輸入品：フィリピン国際貿易公社(PITC)
- (13) 軍艦：海産産業庁(MARINA)
- (14) 放射性物質：フィリピン原子力研究所(PNRI)
- (15) 5,000 ペソを超えるフィリピン法定通貨：中央銀行(BSP)
- (16) リサイクル・再利用が可能な、金属の屑などの廃品、固形プラスチックおよび電子組み立て品：環境管理局(EMB)
- (17) 塩：食品薬品局(BFAD)
- (18) ランドリー・工業用洗剤：貿易工業省(DTI)
- (19) 牛乳および肉類、肉製品：農業省(DA)

2. 輸入禁止品目リスト

輸入禁止品目は以下のとおり。

(1) 関税法第 101 条に規定されている以下の品目

- a. ダイナマイト、火薬、弾丸その他の爆発物、戦闘用火器および兵器並びにその部品(法律で認められている場合は除く)
- b. フィリピン政府に対する反逆、反乱、暴動、転覆や法に対する強制的抵抗を擁護または扇動する内容、または、フィリピンの人民に対して命の危険や危害を与える脅威のあるあらゆる形態の文書または印刷物
- c. わいせつまたは非道徳的な内容を含む文書、印刷物、映画フィルム、写真、彫刻、リトグラフ、オブジェ、絵画、線描画、その他表示物
- d. 非合法的な中絶を行うために考案、意図、調整された器具、薬品などまたは非合法的な中絶を行う場所、方法、人に関する情報を直接的または間接的に提供する印刷物
- e. ルーレットの回転盤、ギャンブル用品一式、ギャンブルで使用される機械、器具、装置など
- f. フィリピン政府公認外の宝くじおよびその広告や一覧
- g. 全部または一部を金、銀、その他貴金属で製造されたものでその正確な純度が示されていないもの
- h. 食品医薬品法に違反した食品および薬品
- i. マリファナ、阿片、ケシ、コカノキの葉、ヘロインなどの精神薬物
- j. 阿片吸引用のパイプおよびそのパーツ(原料は問わず)
- k. その他法律などに基づき管轄官庁から輸入が禁止されているもの

(2) 古着およびぼろ

(3) おもちゃの銃

(4) フィリピン知的財産法またはその他の関連法を侵害し、輸入される商品

(5) 中古車および同部品

(例外品目あり：詳細は 2003 年 1 月 14 日付 通商弘報記事を参照)

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェトロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))

<ベトナム>

「2001～2005年の輸出入政策²」に基づき輸入を禁じられている製品

表5 輸入禁止製品

	製品の種類	適用期間
1	武器、弾薬、爆発物（工業用爆発物と、政府首相が公式文書 1535-CP-KTTH、1998年12月28日で特定した軍事技術設備機器） 軍事技術設備機器	2001年～2005年の全期間
2	麻薬類	2001年～2005年の全期間
3	有毒化学物質	2001年～2005年の全期間
4	反動的・反動的な文化的道具：個人の発育や社会的秩序・安全に悪影響を与えるような子供のおもちゃ	2001年～2005年の全期間
5	花火（海上保安及び政府首相が公式文書 1535-CP-KTTH、1998年11月23日の文書で別途提示した目的を除く）	2001年～2005年の全期間
6	タバコ、葉巻の最終製品	2001年～2005年の全期間
7	以下のものに関する中古製品 <ul style="list-style-type: none"> - 繊維、衣類、靴、サンダル、布地 - 電子機器 - 冷蔵庫 - 家庭用電気機器 - 家具及び内装用品 - 磁器、セラコッタ、陶磁器、ガラス製品、金属製品、樹脂、ゴム、プラスチック製品、その他のものを含む家庭用品 上記製品についての特定リストについては、輸出入品目リストに従い、貿易省が提供することになっている。	2001年～2005年の全期間
8	右ハンドルの自動車（組立式自動車及びベトナムに輸入する前に右ハンドルを左ハンドルに変更した車を含む）、クレーン車、運河・排水掘削車、道路掃除車、路面放水車、ごみ収集自動車、路面舗装車、空港の乗客輸送車、倉庫や港で利用するフォークリフトトラック等、狭い場所で利用する特殊な輸送機器を除く。	2001年～2005年の全期間
9	以下の中古資源及び輸送機器 <ul style="list-style-type: none"> - 自動車・トラクター・二輪車・三輪車の中古フレーム、タイヤ、チューブ、エンジン - 30CV以下の容量の中古内燃機関及びその付属機械 - 中古エンジンに付けられたシャシ - 中古自転車 - 中古二輪車・三輪車 - 中古の救急車 - 16座席以下の中古の乗客輸送用自動車（乗客と荷物を一つの居室で輸送するトラックを含む） - 5年以上使用された16座席以上の中古の乗客輸送用自動車 - 5年以上使用された車両総重量5トン以下の輸送用トラック（乗客と荷物を一つの居室の別の部分に載せて輸送するトラックも含む） 	2001年～2005年の全期間
10	角閃石の種類のアスベストを含む製品	2001年～2005年の全期間
11	国家機密を守るために利用される特別の暗号機械や、暗号ソフトウェア	2001年～2005年の全期間

² Decision No. 46/2001/QĐ-TTg of April 4, 2001 on the Management of Goods Export and Import in the 2001-2005

再生資源に関する輸入規制

原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源³ (discarded material) に適用される環境保全規制 (天然資源環境省の2004年4月2日の決定 No 03/2004/QD-BTNMT により公布) の主な内容を以下に示す。

表6 原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源に適用される環境保全規制の主な内容

第4条	<p>輸入及び輸入される廃棄資源の利用に係る原則</p> <p>廃棄資源の輸入と、原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源の利用に際しては、以下の原則を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原料の生産に用いるための輸入であること。 2. 廃棄物 (waste) の輸入のために廃棄資源の輸入を利用すること (あらゆる輸入形態に関して)。 3. 生産に用いる廃棄資源を輸入及び利用する組織もしくは個人は、輸入された廃棄資源が引き起こす環境汚染の発生に関して自己責任を負う。 4. ベトナムが署名もしくは同意した国際条約がこの規制と異なる規定を含む場合には、国際条約の規定を適用する。
第5条	<p>原料の生産に用いるために輸入されることが認められている廃棄資源は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金属及び合金類 <ol style="list-style-type: none"> a) 二級原料⁴ b) ゆったりとしたもしくは角状や棒状にプレスされていない生産工程からのスクラップ原料⁵ c) 以下のような最大限活用可能な資源⁶ <ul style="list-style-type: none"> - 鋼鉄製の軌道、枕木、鋼板、棒鋼、形鋼、鋼管、丸みを帯びたもの・切片・パイプの形での鉄鋼、鋼線等様々な形態。 - 建築物、交通手段、機械、装置等の製品を解体・分解する際に発生する銑鉄、鋼鉄、銅、銅の合金、アルミニウム、アルミニウムの合金、亜鉛、亜鉛の合金、ニッケル、ニッケルの合金 - プラスチック、ゴムないしは他の絶縁体による絶縁層を剥ぎ取ってある、電線・ケーブルの銅やアルミニウム芯 - 電磁線 (絶縁のエナメル塗装、綿糸、紙でコーティングされた銅線) 2. 紙もしくはダンボール類 <ol style="list-style-type: none"> a) 二級原料 b) 生産工程からのスクラップ原料 c) 使用済みの製品からリカバリーできる紙・ダンボール、紙・ダンボール等様々な形態の失敗作、廃棄資源等の最大限活用可能な資源 3. ガラス類 <ol style="list-style-type: none"> a) 二級原料 b) 生産工程からのスクラップ原料 c) 最大限活用可能な資源：使用済み製品からリカバリーされたガラス資源等 4. プラスチック類 <ol style="list-style-type: none"> a) 二級原料 b) 生産工程からのスクラップ原料 c) 最大限活用可能な資源：使用済みのミネラルウォーターもしくは純水の容器等
第6条	<p>廃棄資源の輸入にかかる条件</p> <p>廃棄資源を輸入する際は、事前に以下の条件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ベトナムの国内法及びベトナムが署名または加盟している国際法において輸入が禁止されている資源、製品 (products) 及び/または商品 (goods) が混合されていないこと。 2. 有害な不純物を含まないこと。 3. 廃棄物が混入されていないこと。ただし、積荷及び荷下ろし、輸送の段階において当該廃棄資源に固く密着している、もしくは、それから分離された有害でない不純物は除く。
第7条	<p>廃棄資源の輸入を行う団体及び個人にかかる条件</p> <p>以下の条件を全て満足する団体及び個人のみが原料の生産に用いるという目的による廃棄資源の輸入許可または委任を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入された廃棄資源の保管専用の保管場所及び/またはヤードを持つこと。ただし、廃棄資源の保管段階において、当該の保管場所及び/またはヤードは環境基準を満足していること。 2. 輸入された廃棄資源に付随している不純物を処理する能力を十分に有すること。

3 廃棄資源：No 03/2004/QD-BTNMT では、生産過程・消費過程から排出された製品・資源であり、生産資源としての一定の水準を満たすものと定義 (No 03/2004/QD-BTNMT において、細かく定義している)

4 二級原料：製品の製造に必要な仕様及び/または品質を満たせなかったもので、当該製品の再製造もしくは他の製品の製造に用いるために加工処理可能なもの

5 スクラップ原料：生産工程から発生する資源 (半端物、シートの余白、削りくず、もつれた繊維、破片)

6 最大限活用可能な資源：使用済み製品・二級品・失敗作から分解され、分別され、リカバリーされた、同一の物質からなる資源